

様式

意見書

平成 20 年 6 月 23 日

総務省情報通信政策局
放送政策課 あて

郵便番号 107-0061
(ふりがな) とうきょうとみなとくきたあおやま 3-5-17
住所 東京都港区北青山 3-5-17
会社名 ニューポート・メディア株式会社
代表取締役社長
(ふりがな) あらい やすゆき
氏名 荒井 康之

「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会報告書」(案)に関し、別紙のとおり意見を提出いたします。

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
総論			本報告書は、事業運営上の自由確保や競争環境の整備、国際競争力の増進、利用者のニーズに基づいた新サービスの提供に配慮されており、基本的に賛成いたします。
39 頁	12 行 - 15 行	また、受信端末は一般に技術方式によって異なるものとなることから、マルチメディア放送の受信端末の普及のためには、「全国向け放送」、「地方ブロック向け放送」（「新型コミュニティ放送」を含む。）及びそれらの間で、同一の技術方式を用いることが効果的と考えられる。	同一の技術方式を用いることが、端末の普及を進めることではないと思います。技術方式が異なっても、製品、サービスが市場ニーズに合っていれば端末の普及は進むと思われます。
43 頁	4 行 - 9 行	こうしたことを勘案すると、「全国向け放送」について、事業者から複数の技術方式の規格化について希望が出された場合には、個々の技術方式に関する利用者負担への影響が免許審査等の段階で十分に勘案されることを前提に、様々なリスクを勘案した上で事業を行おうとする事業者の選択の幅を拡大する観点から、基本的にはそれらのすべての技術方式を国内規格とすることを検討することが適当である。	賛成いたします。海外で採用される方式も含め、複数の技術方式を国内規格することが適当だと考えます。
45 頁	30 行 - 33 行	「利用者の利益の確保」等に関係して、次により受信端末の一層の普及が実現するとの考え方がある。 － 携帯電話端末へのコストインパクトができる限り軽減でき	1 項目目の「コストを軽減」することで、受信端末の一層の普及が実現する可能性があることは賛成いたします。

		<p>ること。</p> <p>－ V－LOWとV－HIGHの技術方式の整合性が確保されること。</p>	<p>2項目目の「V-LOWとV-HIGHの技術方式の整合性が確保されること」は受信端末の一層の普及が実現することに寄与することにはならないと思います。利用者利益は提供されるサービスによって得られるものであり、V-LOWとV-HIGHの技術方式の整合性の確保が必要な要件ではないと考えます。</p>
46 頁	10 行 - 13 行	<p>(注) 我が国がマルチメディア放送用として割り当てる周波数帯域は、世界的にみても、その用途として使用されていることはなく、受信端末等の開発・製造には時間を要するものと考えられる。また、受信端末のモジュール開発等を勘案すると、日本で採用すべき技術方式の決定をできる限り早くする必要がある。</p>	<p>賛成いたします。国際競争力確保の観点から、携帯端末向けマルチメディア放送サービスが可能な限り早期に導入されることが望ましいと考えます。</p>